

令和4年1月28日

## 宇都宮大学入学者選抜（一般選抜）における受験機会の更なる確保について

宇都宮大学

宇都宮大学では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見通せず、オミクロン株によるさらなる感染状況の急速な悪化も懸念されることから、下記のとおり受験機会確保のための追加の特別措置を講ずることとしました。

なお、この取扱いは令和4年度入学者選抜に限り実施するものです。

### 記

#### 1. 対象者

本学の一般選抜（前期日程・後期日程）に志願する受験生のうち、新型コロナウイルス感染症に罹患したこと、もしくは保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられ、別室受験の条件を満たすことができなかったことを理由（試験当日までにPCR検査の結果が陰性であることが判明しないなど）に、

- (1) 大学入学共通テスト本試験及び追試験のいずれも受験できなかった者
- (2) 大学入学共通テスト本試験若しくは追試験のいずれかが受験できなかった者のうち、もう一方の試験も病気、けがの他、やむを得ない理由※により受験できなかった者（※やむを得ない理由については大学入試センターから公表されている「受験上の注意」をご確認ください。）

新型コロナウイルス以外の病気、けが等を理由として本試験も追試験も受験できなかった場合は、今回の特別措置の対象外となります。

#### 2. 特別措置の内容

上記1.の対象者について、個別学力検査等の結果及び出願書類（調査書等）を総合して選抜します。個別学力検査等の内容は、当初発表の一般選抜学生募集要項から変更はありません。

#### 3. 受験生からの相談窓口及び相談可能期間

##### ・相談窓口

アドミッションセンター事務室（028-649-5110・5112）

##### ・相談可能期間

令和4年1月29日（土） 9：00～17：00

1月30日（日） 9：00～17：00

1月31日（月） 9：00～12：00

#### 4. その他

・「1. 対象者」の要件に該当し、本学の一般選抜に出願を希望する受験生は、上記の相談可能期間に必ず相談窓口に電話連絡してください。

- ・相談可能期間経過後に申出があった場合には、本特別措置の対象となりません。
- ・今回の特別措置による受験では、一般選抜個人成績等の開示はいたしません。

以上